



消費者教育NPO法人
お金の学校
くまもと

消費者教育NPO法人

お金の学校くまもと

会報・第11号 2008年 10月発行

〒862-0950 熊本市水前寺2-21-19-2F水前寺NPOハウス TEL・FAX 096-384-4453

<http://www.7a.biglobe.ne.jp/~ngaku/> gakkou@sat.bbiq.jp 発行責任者 徳村美佳

相談を受けるということ (その2)

代表 徳村美佳

これまで、たくさんの方のご相談を受けてきましたが、「失敗だったなあ」と思う対応がいくつかあります。相談者はすべて話せていない状態だったにもかかわらず、債務整理につなぎ借金を抱えたまま破産し、再び多重債務に陥ったケース。借金を繰り返す背景に、暴力の問題があったことに気づけなかったケース。名義貸しを繰り返す原因を相談者の意思の弱さと思い込んでいたが、コミュニケーションがうまくとれない障がい原因だったケース etc.

今こうして失敗したケースを振り返ってみると、正しい知識をもつことの大切さに気づきます。悩んでいるひとのこのころの状態、パーソナル障がいや依存症、発達障がいなどの知識は、相談などの対人支援を行なう場合には必ず持つべきだと考えています。たとえば、依存症は、本人の意思の問題ではなく病気であると言われていました。病気であることを理解し受け止めてはじめて、本人や周囲が依存症というものと正しく向き合うことができます。しかし、支援者がこれを知らないまま、理解しないまま、病気だという知識がなく、ただかわいそうだという気持ちのまま依存症の相談者に携わった場合、「気持ちを強くもつように」とお説教をしてみたり、適切な支援につなげなかったり、気休めにしかならない言葉をかけたりと、まちがった対応をしてしまいます。病気という事実は、支援者にとっても受け入れがたいものですが、その事実を理解した上で支援するということは、非常に大事なことです。

多重債務に陥った方々の相談を受ける場合、熱心さのあまり、つい相談者のために肩代わりをしたり、指示を出しそれに従ってもらおう関係を作りがちになることもあります。そして、いつの間にか、相談者のためではなく自分の正義感や考えを実現するために、相談業務を行う状態になっている場合も少なくないように感じます。これは、相談者の自立を妨げることになるのですが、熱心と言われていたひとほど、こういう失敗をしがちです。ひとりよがりな熱意は、迷惑以外のなにものでもありません。

相談業務というと、どうしても「解決してやらねば」、「救済してやらねば」という気持ちになり、相談者の手を引っ張って、支援者（相談を受ける者）自身が走っているような対応になりがちです。しかし、「～してやらねば」という気持ちは、奢りからくるものです。実際に求められているのは、相談者の気持ちを受け止める、相談者にそっと寄り添い伴走する、そんな対応だと自分の失敗を通じて痛感しています。

勤労者の為の多重債務カウンセリング講座を開催

9月26日「九州労金NPO助成事業」として、企業の労務を担当されておられる方々を対象とした講座をバレーで開催しました。講座には企業関係者6名、労組関係3名、金融関係10名、その他企業OBなど4名、計23名が参加されました。今回の企画は、多重債務に陥る心理や要因など、この問題に対して多角的な観点からアプローチし、債務整理の具体的な方法や多重債務者への対応手法などについて学び、広く多重債務者問題を理解いただくことで、勤労者が安心して働ける職場作りの一助となることを目的として開催したものです。受講者は予定よりも少なかったものの、各講師の方々の入念な準備と熱意あふれる講義のお陰で初めての取り組みとしては、好評のうちに終了しました。各講座の内容と特徴は以下のとおりです。

◇ 講義1 「多重債務者問題とその対応」 詫間幸江(九州財務局多重債務相談員)

- 1 「多重債務」とは何か？
- 2 多重債務問題の現状 (ア)消費者金融市場の拡大 (イ)追い詰められる多重債務者 (ウ)多重債務の影響 (エ)多重債務に陥る要因 (オ)相談事例から
- 3 政府の取り組み (ア)貸し手側対策 (イ)借り手側対策
- 4 大事なことは
- 5 職場との関係、(ア)多重債務者に対するイメージ (イ)本人の立ち直りに職場の理解や協力が欠かせない理由 (ウ)ヤミ金との対決 (エ)本人の意識の変化 (オ)職場に求められる対応

九州財務局相談員の立場から日頃の相談事例を織り交ぜながら、多重債務の今日的な諸問題、多重債務者をかかえる職場に求められる対応策などを含めて分かりやすくお話しいただきました。誰でも多重債務に陥る可能性があり、解決に向けて一番大事なことは、本人が主体的に動けるようになることであり、周りの人々の対応や接し方の重要性を強調されました。

◇ 講義2 「債務整理の基礎知識」 ご安心を!どがかなりあります。

村山鉄次(司法書士)

○多重債務に対する理解 ○精神的バランスの崩壊 ○多重債務問題の本質 ○債務整理の方法
○任意整理 ○特定調停 ○個人再生 ○破産 ○個人再生・破産でいう財産とは? ○何故?再計算の必要性があるの ○グレーゾーン金利とは? ○現行法の各定め ○改正貸金業法 ○改正貸金業法の経過措置 ○違法金利業者や不当要求への対応 ○改正貸金業法の経過措置 ○違法金利業者や不当要求への対応 ○ヤミ金融・違法金利業者・不当要求業者 ○不当要求に対応するために ○企業としての対処法 ○対処例 ○最後に

債務整理の手法を中心にパワーポイントを使って多面的に実践的なお話しをしていただきました。この問題の大本は、家計、生計、心や家族の問題、原因はここに潜んでいる。相談を受ける際、相手を責めるような質問はせず、「何故借りたいのだろうか、あえて借りる必要があったのだろうか」「この方の悩みは何なんだろう」と共感できるような気持ちをもって相談にのる事が重要で、そうした形で話を聴くと話しが繋がりがやすいということを強調されました。

◇ 講義3 「多重債務者問題を心理面から考えてみよう」大石菜奈美（養護教諭）

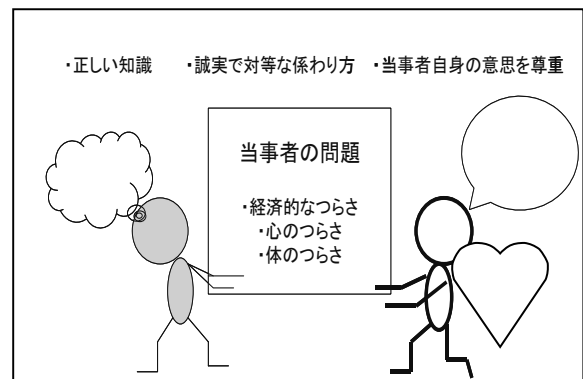
- 1 多重債務者に対するあなたのイメージは？
- 2 多重債務の背景 ①本人の素因 ②環境の影響 ③疾病・障害
- 3 悩んでいる時の心の状態 ①焦り、ゆとりのなさ ②トンネル現象、視野が狭くなる ③回りの影響に反応しやすくなる ④波のように揺れ動いている ⑤正しい判断ができにくい ⑥他者を巻き込む ⑦孤独感が強い
- 4 相談場面での多重債務者の傾向 ①話が整然としない、分かりにくい、堂々めぐりをする ②隠している事が多い ③相手を警戒している、試している ④目の前の問題解決に囚われがち、長期展望がない ⑤うわのそらで、落ち着きがない、あるいは無気力な態度
- 5 カウンセリングの基本 傾聴、受容、共感、フィードバック、ねぎらいの言葉、対等な関係、守秘義務

マイクも使わず地声で相談者が「悩んでいる時の心の状態」や「相談時の多重債務者の心理状態」、カウンセリング時の細かい留意点などについてお話いただきました。会場を歩き回り、講座参加者に直接問いかけ対話をしながらの講義で、午後の眠たい時間帯をうまく乗り切ることが出来ました。

◇ 講義4 ケーススタディ(ワークショップ)

徳村美佳（お金の学校くまもと代表）

- ・ 多重債務者問題の背景
- ・ 考えてみよう I・II
- ・ ワーク 2 事例検討(グループワーク)
- ・ 話を聞く前は力を抜いて
- ・ 感情や力が入りすぎると問題が見えない
- ・ 大事なものは、よく聴いて一緒に考えること
- ・ 判断は相談者
- ・ 知っておきたい知識
- ・ 一度の相談で解決しようとしな
- ・ 実効ある支援・未然防止対策を!!



今回の講座の締めくくりとして、講座 1～3 を踏まえて、ワークショップ(参加型学習)を行いました。4 グループに分かれて、具体的な事例検討を行い、各グループの代表者が発表をしました。事例検討は時間的な制約があったにも関わらず、様々な課題、解決策が議論され講座を締めくくるのに相応しい時間となりました。連日のワークショップの疲れにも関わらずパワー溢れた徳村代表の講座は内容も含めて圧巻でした。

《参加者アンケートから》

- 講座はとても良かったです。メンタルヘルスの部分は、あまり知識がなかったので、もっと勉強していこうと思います。
- 今回の企画は、非常に分かりやすく良かったです。今度は、出前講座など、広く労働組合にも働きかけてはどうでしょうか。私どもは依頼したいと思います。
- 今後も色々な講座を企画して下さい。可能な限り参加したいと思います。

「多重債務相談市町村サポートセンター業務」を受託しました！

市町村多重債務相談担当者の方々の業務を支援する「多重債務相談市町村サポートセンター」が08年7月30日に開設され、熊本県との協働事業により当NPOが業務を行なうことになりました。8・9月は準備期間とし、10月から本格的に活動を開始しています。

事業内容

①ホットライン業務

- ・ 県消費生活センター2Fにおいて、市町村の相談窓口が受けた多重債務相談事案について、対応方法や支援方法および支援のための連携機関についての助言等を行ないます。月・水・金曜 13時～17時 相談員を常時1人（交代制）配置。

②市町村訪問

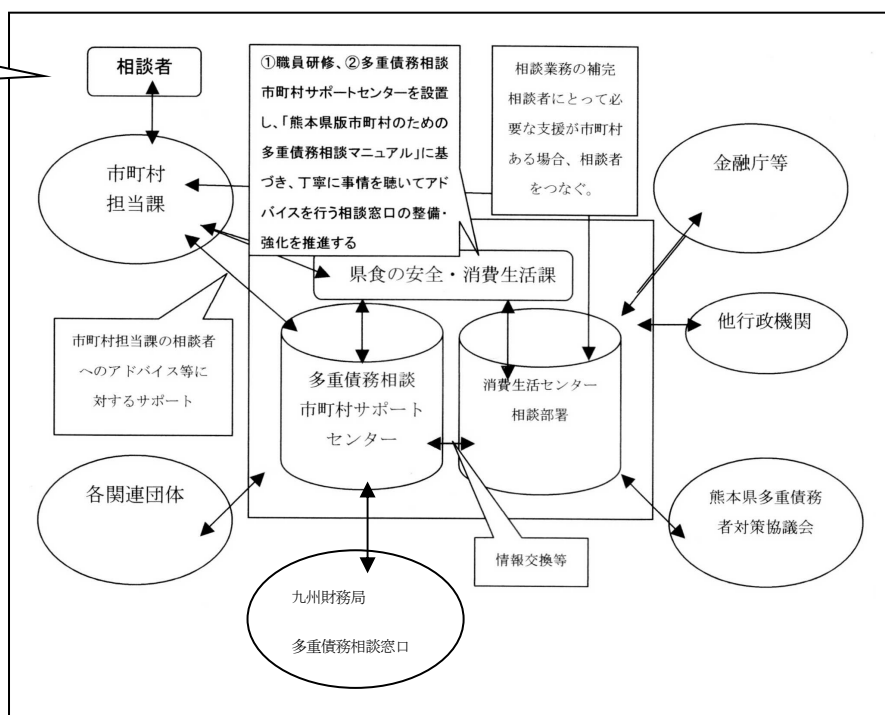
- ア) 地域振興局単位で、情報・意見交換、事例検討、事例発表等の研修会を行ないます。
- イ) 状況に応じ市町村を訪問し、対応方法や支援方法および支援のための連携機関についての助言等を行ないます。
- ウ) モデル市町村事業
 - ・ 定期的にモデル市町村（後日、募集予定）を訪問し、対応方法や支援方法および支援のための連携機関についての助言等を行ないます。

③「Q&A」の配信

- ・ 市町村の相談員から寄せられたご質問・ご相談に対する回答等をまとめ、月に一度メールにて各市町村に配信します。

市町村職員だけではなく、社会福祉協議会職員、人権擁護委員や民生委員の方々などへのサポートも行ないます。多重債務の問題に携わる方々と、ともに考え、ともに悩み、よりよい相談窓口の整備の一助になるように努力します。

多重債務相談市町村サポート体制概念図



夫の積極的な家事参加が女性の「結婚満足度」を上げる

家事を手伝う夫は、妻とのセックス回数が増える一。

ビックリするような報道が4月、米国のマスコミを賑わせた。どの記事も至極真面目に論じているのだが、本当だろうか。「家事」とセックスとの間に一体どんな相関関係があるのだろうか。様々な報道の発端は、イリノイ州立大学シカゴ校内の研究機関「カウンシル・オン・コンテンポラリー・ファミリーズ(CCF)」が発表した調査報告書「男性の家事と子育てへの貢献の変化」。過去40年間に行われた様々な家族・結婚関係の調査と、現在行われている同様の調査とを比較・分析したものだ。

現代米国人の男女家事参加に関する一般的な認識は、「女性の社会進出が進んだ結果、家事時間は減少。にもかかわらず、男性は脱いだ靴下さえ拾わない」というものである。過去に実施された様々な調査では、それを“家庭内ウーマンリブの失速”と結論づけ、将来を憂慮したものが多い。

だが、CCFの報告書では、こうした調査は「夫にすぐにでも変わって欲しいという女性側の非現実的な希望に基づいて行われている」とされる。長期的に見れば、男性は大きく変わっているのだ。例えば、既婚男女の行動記録を長期にわたって追う「タイム・ユース・ダイアリー・スタディ」調査の1965年版と現在のものとを比べてみると、仕事を持つ夫の家事時間は2倍に増え、仕事を持つ妻の家事時間は週2時間減少している。また、別の調査でも、男性の子育て時間は、同じく1965年と現在との比較で3倍に増えている。

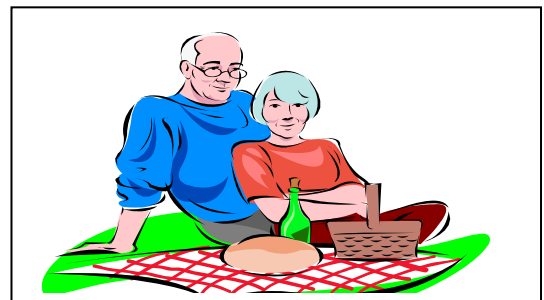
報告書を共同執筆したカリフォルニア大学リバーサイド校の社会学者、スコット・コルトレーン教授は、「男性と女性が完全に平等とはいいがたいが、家事に関する根本的な考え方は、大いに、かつ逆戻りしない程度にまでは変わった」と語る。

そこで気になるのが、「家事時間の増えた夫」と「セックス」との関係である。これについて、CCF上級研究員の心理学者ジョシュア・コールマン氏は、「公平な家事分担は結婚満足度と関係があり、妻たちは家事に参加する夫に、より強い性的関心と愛情を感じる」と説明する。

要するに、夫が家事を積極的に手伝うと妻は夫に感謝し、夫婦の仲が円満になる。夫により深い愛情を抱いた妻は“その気”になる。回り回って夫は家事をした“褒美”としてセックスをゲットする。そんな構図だと同氏は言う。

「風邪が吹けば桶屋が儲かる」のようなイメージだが、この調査結果には、国は違えど同じ女性の立場として頷けるものがある。

女性は「好き」という気持ちがあれば、なかなかセックスする気にならないものだ。面倒な家事を手伝ってくれる夫の優しさは、妻の中では夫に対する愛情に返還される。愛情があれば、“その気”になって当然とも言える。



《日経ビジネス、ASSOCIE6月17日号、「温井ちまきの今、アメリカで…」より引用》

事務局だより

◆活動日誌

- *7月24日(木) 25日(金) 県立教育センター 中学・高校教諭研修
- *7月24日(木) 長洲町、腹栄中学校「保護者のためのケイタイの学校」
- *8月 6日(水) 九州看護福祉大学 高校生対象のワークショップ「ケイタイとコミュニケーション」
- *8月14日(木) 南関町社会福祉協議会「ケイタイの学校」「人生いろいろやりくりゲーム」
- *8月29日(金) 植木町(県生涯学習推進センター)「親子で考える我が家のルール」
- *9月24日(水) 益城町立広安西小学校4年生「人生いろいろやりくりゲーム」
- *9月25日(木) 宇城市立豊野中学校「親子のためのケイタイの学校」
- *9月26日(金) NPO助成事業「勤労者の為の多重債務カウンセリング基礎講座」
- *10月7日(火) 玉名市中央病院「多重債務者問題」講演
《NPO助成事業を含め、いずれも徳村代表が講演しました》

◆今後の予定

- *10月11日(土) 山鹿市社会福祉協議会「子どものためのケイタイの学校」
- *10月31日(金) 国民生活センター「人生いろいろやりくりゲーム」
- *11月16日(日) 菊池市龍門小学校 PTA
- *11月19日(水) 高知県金融広報委員会
- *11月26日(水)・27日(木) 玉名市 市民対象講座企画依頼

編集後記

本会報は季刊誌で基本的には3・6・9・12月の定期発行を目指しています。今回は小生の都合で予定より1カ月遅れの発行となり、読者の方にはご迷惑をかけました。遅れた理由は、資格試験(消費生活アドバイザー試験)が10月5日にあり、その準備に追われた為です。

試験の結果は、一次試験の段階で合格ラインを突破できず、二次試験(小論文・面接)に進めず、見事に討ち死にとなりました。準備期間が4カ月と短かったことありますが、高年齢?(61歳)の為か、応用力がなく、少しひねった問題にうまく対応できなかったことが不合格の原因です。でも12科目という幅の広い資格試験の準備はとても勉強になり、改めて「消費者問題」について何も知らなかったことを思い知らされました。この間の勉強は仕事にもNPO活動にも直ぐに活かせます。これにめげず来年も挑戦する予定です。今回は「九州労金NPO助成事業」を中心に編集しました。「夫の積極的な家事参加が云々」の記事は下ネタ記事ですが、とても真面目な文章で身につまされる方も多いと思います。誌面の都合もあり「日経ビジネス、アソシエ」より引用しました。次回は12月発行の予定です。(内田)